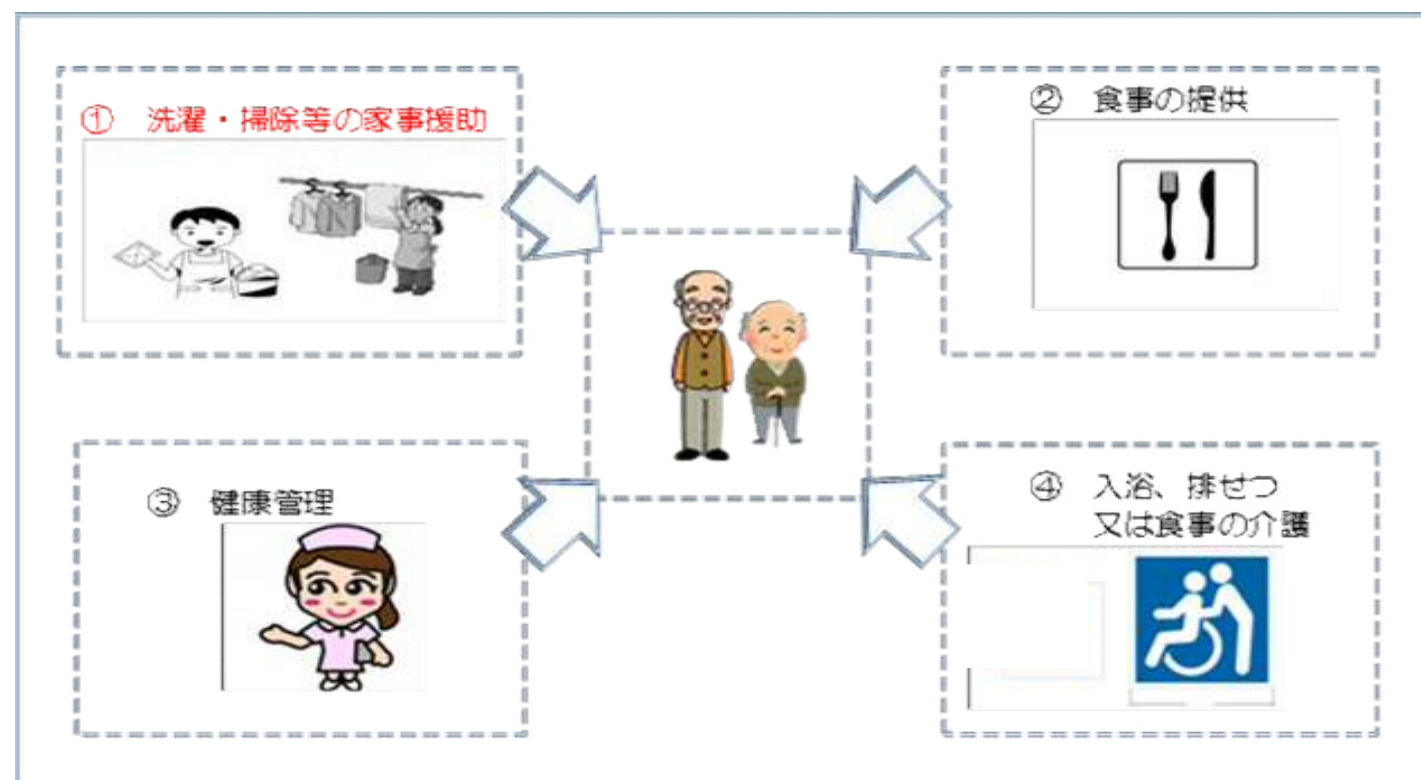


## 1 有料老人ホーム

- 介護付有料老人ホーム・・・①～④の全てのサービスを介護保険法に規定する特定施設入居者生活介護として提供する施設（市内105施設）
- 住宅型有料老人ホーム・・・①～④のいずれかのサービス（全てでも可）を提供する施設。介護が必要な方は、外部の訪問介護などの介護サービスを利用することができます。（市内30施設）

注）市内施設数は、平成27年10月1日現在



## 2 背景・経緯

- 平成24年4月、有料老人ホームに対する指導権限が県から本市に移譲される。このことに伴い、本市では有料老人ホームに対する設置運営に関する基本的な考え方を取りまとめた「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「川崎市指導指針」という。）を策定した。

平成23年度までは、国の策定した「有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「標準指導指針」という。）を受け、県が「神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「運営指導指針」という。）を策定し、県が指導を行っていた。

- 平成27年7月、国は有料老人ホームの届出規定の遵守や入居者の自由な居宅サービス等の選択など運営に関する課題を踏まえた「標準指導指針」を施行した。
- 平成27年9月、県においても、国に合わせて改正した「運営指導指針」を施行した。
- 本市においても、国、県に合わせて「川崎市指導指針」を改正するもの。

## 3 本市の考え方

- 改正にあたっては、国の「標準指導指針」及び県の「運営指導指針」内容を基本としつつ、虐待防止について明確化を図る。また、設備関係の見直しに対する経過措置の設定などの対応を図る。

## 4 主な改正内容

- 川崎市指導指針の設置運営の基本的な考え方として新設したもの

### （1）基本的事項

- ① 入居者が希望する医療・介護サービスの利用を設置者が妨げることを禁止する。
- ② 老人福祉法の届出の有無に関わらず、本指針の指導の対象とする。

### （2）職員の配置、研修及び衛生管理等

- ① 職務の内容に応じた勤務表の作成及び管理を行うこと。
- ② 提供するサービスの内容を職員に対して周知徹底すること。

### （3）施設の管理・運営

- ① 入居者に対し、協力医療機関での診療の誘引を禁止する。
- ② 入居者に対し、設置者及び当該設置者と関係のある事業者以外の事業者を含め情報提供すること及び特定の事業者からのサービス提供を強制・誘導しないこと。

### （4）サービス等

- ① 入居者が自ら記録を保存することを望む場合を除き、設置者は、健康診断、健康管理及び健康保持のための措置の記録を保存すること。
- ② 高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること及び研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。

## (5) 契約内容など

- ① 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げてはならないことを重要事項説明書に明記すること。
- ② 老人福祉法の届出を行っていない場合や川崎市指導指針に基づく指導を受けている場合は、重要事項説明書にその旨を記載すること。

## ○ 川崎市指導指針の設置運営の基本的な考え方として見直したもの

### (1) 建物の規模及び構造設備

- ① 緊急通報装置を浴室のほか、脱衣室にも設置すること。

### (2) 職員の配置、研修及び衛生管理等

- ① 入居者の状態に即して適切な数を配置することとされていた職員体制を、管理者及び夜間対応職員については必ず配置すること。
- ② 職員の個人情報の適切な取扱いとして、個人情報の保護に関する法律のほか、「医療・介護従業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守すること。

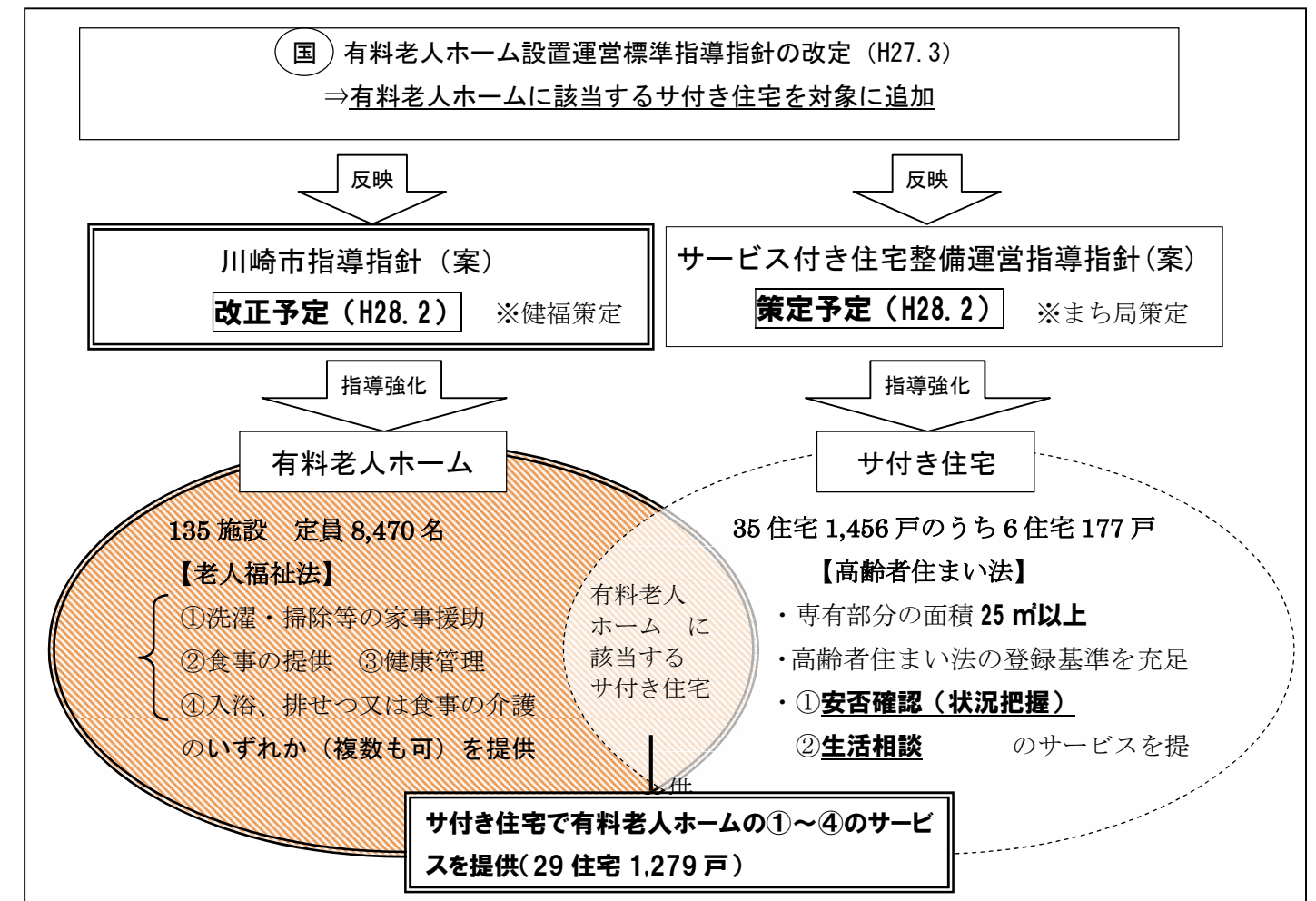
### (3) 利用料等

- ① 前払い金の保全措置義務のない施設についても努力義務を講ずること。

### (4) 契約内容など

- ① 募集内容及び表示について、不当景品類及び不当表示防止法の規定のほか、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」を遵守すること。

- 有料老人ホームに該当しないサ付き住宅を含めた全てのサ付き住宅を対象とした指針が必要となることから、基本的な考え方を取りまとめた「川崎市サービス付き高齢者向け住宅整備運営指針」をまちづくり局が策定し、サ付き住宅の「住宅の管理運営」「生活支援サービス」「契約内容」等のソフトに関する事項は健康福祉局が、「占有面積」「構造及び設備」等のハードに関する事項は、まちづくり局が役割を分担し、消防法を所管する消防局とも連携して指導を行う。



## 5 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅との関係

- サービス付き高齢者向け住宅(以下「サ付き住宅」という。)の一部は有料老人ホームに該当する。  
※サ付き住宅とは、高齢者が、安否確認や生活相談サービスなどを受けられるバリアフリー対応の賃貸住宅
- 国の「標準指導指針」では、有料老人ホームに該当するサ付き住宅は、指針の対象としているが、有料老人ホームに該当しないサ付き住宅は対象外となっている。

## 6 スケジュール

- 「指導指針」の改正に向けて、市民意見の反映を図るためパブリックコメントを実施する。実施期間 平成27年11月19日～12月18日
- 施行 平成28年2月1日(ただし、施行前に運営されている有料老人ホームの脱衣室への緊急通報装置の設置については、平成30年3月31日まで経過措置を設ける。)

川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針新旧対照表

資料 2

改正後	改正前
<p>川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針</p> <p>目次</p> <p><u>1 用語の定義</u></p> <p><u>2 基本的事項</u></p> <p><u>3 有料老人ホームの類型</u></p> <p><u>4 設置者</u></p> <p><u>5 立地条件</u></p> <p><u>6 建物の規模及び構造設備</u></p> <p><u>7 建物の規模及び構造設備に関する例外</u></p> <p><u>8 職員の配置、研修及び衛生管理等</u></p> <p><u>9 施設の管理・運営</u></p> <p><u>10 サービス等</u></p> <p><u>11 事業収支計画</u></p> <p><u>12 利用料等</u></p> <p><u>13 契約内容等</u></p> <p><u>14 情報開示</u></p> <p>この指導指針は、川崎市有料老人ホーム設置運営指導要綱（以下「指導要綱」という。）第3条第1項に規定する有料老人ホームの設</p>	<p>川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針</p> <p><u>1 趣旨</u></p> <p>この指導指針は、川崎市有料老人ホーム設置運営指導要綱（以下「指導要綱」という。）第3条第1項に規定する有料老人ホームの設</p>

置運営に関する指導の基準となる事項を定めるものとする。

## 1 用語の定義

この指導指針において次に次号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 有料老人ホーム 老人福祉法（昭和38年法律第133号）

第29条第1項に規定する施設

二 有料老人ホーム事業 老人を入居させ、次のアからエまでの

いずれかをする事業

ア 入浴、排せつ又は食事の介護

イ 食事の提供

ウ 洗濯、掃除等の家事の供与

エ 健康管理の供与

三 設置者 有料老人ホームの設置者（複数の事業者が協働して有料老人ホーム事業を運営する場合の各事業者及び委託を受けた事業者を含む。）

四 管理者 職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う立場にある者（施設長、責任者など、その呼称に関わらない）

五 特定施設入居者生活介護等 次のア、イ、ウのいずれかに掲げるサービス

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護

置運営に関する指導の基準となる事項を定めるものとする。

<p><u>イ 介護保険法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設 入居者生活介護</u></p> <p><u>ウ 介護保険法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施 設入居者生活介護</u></p> <p>六 <u>介護サービスを提供する有料老人ホーム 次のア又はイに掲 げる有料老人ホーム</u></p> <p>ア <u>特定施設入居者生活介護等を提供する有料老人ホーム</u></p> <p>イ <u>設置者が、介護サービス（介護保険法第40条に規定する 介護給付、同法第52条に規定する予防給付又は同法第11 5条の45に規定する介護予防・日常生活支援事業に係る介 護サービス等以外の介護サービス）を提供する有料老人ホー ム</u></p> <p>2 基本的事項</p> <p>有料老人ホームの設置運営に当たっては、次の事項に留意するこ と。</p> <p><u>(5) 高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（平成21年 厚生労働省・国土交通省告示第1号）の五の4「高齢者居宅生活 支援サービスの提供」を参考に、特定の事業者によるサービスを 利用させるような入居契約を締結することなどの方法により、入 居者が医療・介護サービスの利用を設置者が妨げてはならないこ と。</u></p>	<p>2 基本的事項</p> <p>有料老人ホームの設置運営に当たっては、次の事項に留意するこ と。</p> <p>(新設)</p>
---	--

**新(1)①**

<p>(7) <u>1二の有料老人ホームを実施する場合は、老人福祉法第29条第1項に規定する届出の有無を問わず、有料老人ホームとして取り扱われ、本指針に基づく指導の対象となること。</u></p> <p>6 建物の規模及び構造設備</p> <p>タ 緊急通報装置</p> <p>介護付有料老人ホーム及び住宅型有料老人ホームにあっては、居室、一時介護室、浴室（脱衣室含む）、便所、エレベーター等にナースコール等の通報装置を備えること。また、館内放送設備等の非常通報のできる設備を設けることが望ましい。</p> <p>8 職員の配置、研修及び衛生管理等</p> <p>(1) 職員の配置</p> <p>イ 住宅型有料老人ホーム及び健康型有料老人ホーム<u>における職員配置は次によること。</u></p> <p>(ア) <u>管理者(施設長)及び夜間対応職員を必ず配置すること。</u> <u>また、管理者(施設長)については、原則として常勤・専従とすること。</u></p> <p>(イ) <u>提供するサービス内容に応じて、その呼称にかかわらず、</u></p>	<p>(新設)</p> <p>※国指針の通知の前文で記載されていた事項を条項として加える。</p> <p>6 建物の規模及び構造設備</p> <p>ツ 緊急通報装置</p> <p>介護付有料老人ホーム及び住宅型有料老人ホームにあっては、居室、一時介護室、浴室、便所、エレベーター等にナースコール等の通報装置を備えること。また、館内放送設備等の非常通報のできる設備を設けることが望ましい。</p> <p>7 職員の配置等</p> <p>(1) 職員の配置</p> <p>イ 住宅型有料老人ホーム及び健康型有料老人ホーム<u>にあっては、提供するサービス内容に応じて、その呼称にかかわらず、次の職員を配置すること。</u></p>
---	---

新(1)②

見(1)①

見(2)①

次の職員を配置すること。

事務員、生活相談員、介護職員、看護職員（看護師又は准看護師）、機能訓練指導員、栄養士、調理員

各職員の配置数は、入居者の数や要介護等の状態に即して、適切な数を確保することとし、さらに、夜間の介護及び緊急時等に対応できる職員体制及び勤務ローテーションとすること。

ウ イにかかわらず、有料老人ホームの運営に支障がないと認められる場合は、当該有料老人ホームの他の職務又は当該有料老人ホームに併設されている施設や事業所の職務を兼務できることとする。

また、他の職務を兼務する場合にあっては、各職員について、それぞれの職務の内容に応じた勤務状況を把握する観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。

#### (4) 職員の秘密保持

有料老人ホームの職員又は職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、有料老人ホームの設置者は必要な措置を講じなければならない。

なお、設置者にあっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成1

管理者(施設長)、事務員、生活相談員、介護職員、看護職員（看護師又は准看護師）、機能訓練指導員、栄養士、調理員

各職員の配置数は、入居者の数や要介護等の状態に即して、適切な数を確保することとし、さらに、夜間の介護及び緊急時等に対応できる職員体制及び勤務ローテーションとすること。

ただし、有料老人ホームの運営に支障がないと認められる場合は、当該有料老人ホームの他の職務又は当該有料老人ホームに併設されている施設や事業所の職務を兼務できることとする。

(新設)

#### (4) 職員の秘密保持

有料老人ホームの職員又は職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、有料老人ホームの設置者は必要な措置を講じなければならない。

なお、設置者にあっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、個人情報の適正な取扱いに留意すること。

新 (2) ①

見 (2) ②

<p>6年12月24日・厚生労働省)」に基づき、個人情報の適正な取扱いに留意すること。</p> <p>(5) <u>職員への提供サービスの周知徹底</u>  <u>設置者は、10に掲げるサービスの提供に係る契約を締結する場合、その職員に対して、提供するサービス等の内容を十分に周知徹底すること。</u></p> <p>9 施設の管理・運営</p> <p>(4) <u>医療機関等との連携</u>  <u>オ 入居者が医療機関を自由に選択することを妨げないこと。</u>  <u>協力医療機関は、あくまでも、入居者の選択肢として設置者が提示するものであって、当該医療機関における診療に誘引するためのものではない。</u>  <u>カ 医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受領することにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引してはならないこと。</u></p> <p>(5) <u>介護サービス事業所との関係</u>  <u>ア 近隣に設置されている介護サービス事業所について、設置者及び当該設置者と関係のある事業者以外の事業者も含め入居者に情報提供すること。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>8 施設の管理・運営</p> <p>(5) <u>医療機関等との連携</u>  (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>新(2)②</p>
		<p>新(3)①</p>
		<p>新(3)②</p>



<p><u>イ 入居者の介護サービスの利用にあつては、設置者及び当該設置者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供を強制又は誘導しないこと。</u></p> <p>10 サービス等</p> <p>(3) 健康管理</p> <p><u>ウ 入居者が自ら保存することを希望した場合を除き、健康診断、健康管理及び健康保持のための措置の記録を適切に保存すること。</u></p> <p>(13) <u>高齢者虐待の防止</u></p> <p><u>設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に基づき、次の事項を実施すること。</u></p> <p><u>ア 同法第 5 条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。</u></p> <p><u>イ 同法第 20 条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。</u></p>	<p>9 サービス</p> <p>(3) 健康管理と治療への協力</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>新 (4) ①</p>	<p>新 (4) ②</p>
--	--	----------------	----------------

12 利用料等

ケ 設置者は、老人福祉法第 29 条第 7 項に規定する前払金の返還債務を負うこととなる場合に備えて「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」(平成 18 年厚生労働省告示第 266 号)に規定する保全措置を講じること。なお、平成 18 年 3 月 31 日までに届出がされた有料老人ホームについては、保全措置の法的義務付けはないが、入居者の利益を保護する観点から、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、適切な保全措置を講じるよう努めること。

13 契約内容等

(3) 重要事項の説明等

イ 有料老人ホーム重要事項説明書は、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付すること。

ウ 入居希望者が、次に掲げる事項その他の契約内容を十分理解した上で契約を締結できるよう、契約締結前に十分な時間的余裕を持って重要事項説明書及び実際の入居契約の対象となる居室に係る個別の入居契約書について十分な説明を行うこととし、その際には説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行うこと。

11 利用料等

エ 平成 18 年 4 月以降に設置届が提出された有料老人ホーム(平成 18 年 3 月以前に、有料老人ホームに該当せず、かつ事業を行っていた施設を除く)にあつては、老人福祉法第 29 条第 7 項に規定する一時金の返済額に係る保全措置を講じなければならないことに留意すること。また、これに該当しない有料老人ホームにあつても保全措置に努力すること。

12 契約内容等

(3) 重要事項の説明等

イ 有料老人ホーム重要事項説明書は、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付すること。特に入居希望者に対しては、設置者の概要、有料老人ホームの類型及び指定居宅サービスの種類(当該有料老人ホームの設置主体が介護保険法第 70 条及び第 78 条の 2 の規定により指定された居宅サービスの種類(指定居宅介護支援を含む)。以下同じ。)、契約内容を十分理解した上で契約を締結できるよう、契約締結前に十分な時間的余裕を持って重要事項説明書について十分な説明を行うこととし、その際には説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行うこと。

見(3)①

また、署名した重要事項説明書は、有料老人ホームもその写しを保管すること。

(ア) 設置者の概要

(イ) 有料老人ホームの類型

(ウ) 有料老人ホームの設置者又は当該設置者に関する事業者が、当該有料老人ホームの入居者に提供可能な指定居宅サービスの種類

(エ) 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げない旨

エ 有料老人ホームの設置時に老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出を行っていない場合や、本指針に基づく指導を受けている場合は、重要事項説明書にその旨を記載するとともに、入居契約に際し、入居希望者に対して十分に説明すること。

(5) 入居募集等

ア 入居募集に当たっては、パンフレット、募集広告、インターネットのホームページ等において、有料老人ホームの類型、表示事項及び指定居宅サービスの種類等を掲載することにより、提供するサービスの内容、居住の権利形態及び入居時の要件等をわかりやすく表示すること。

イ 募集広告等の内容及び表示については、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）及び同法第 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づく告示を遵守するとともに、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成 16 年公正取引委員会

また、署名した重要事項説明書は、有料老人ホームもその写しを保管すること。

(新設)

(新設)

(5) 入居募集等

ア 入居募集に当たっては、パンフレット、募集広告、インターネットのホームページ等において、有料老人ホームの類型、表示事項及び指定居宅サービスの種類等を掲載することにより、提供するサービスの内容、居住の権利形態及び入居時の要件等をわかりやすく表示すること。

イ 募集広告等の内容及び表示については、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）及び同法第 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づく告示を遵守するとともに、社団法人全国有料老人ホーム協会が作成した「有料老人ホームの広

新 (5) ①

新 (5) ②

見 (4) ①

告示第3号) 及び公益社団法人全国有料老人ホーム協会が作成した「有料老人ホームの広告等に関する表示ガイドライン(平成16年8月)」に沿ったものとする。

附 則

- 1 この指導指針は、平成27年〇月1日から施行する。
- 2 この指導指針の施行日において、既に設置されている有料老人ホーム並びに指導要綱に基づく設置届出の手続きを行っている有料老人ホームについては、この指導指針中6(9)のタは、平成30年3月31日までは努力義務とする。

告等に関する表示ガイドライン(平成16年8月)」に沿ったものとする。

—市民の皆様から意見を募集します—

有料老人ホームの設置運営標準指導指針（平成14年7月18日老発第0718003号）の一部改正に伴い、届出の促進に向けた規定の適正化や外部サービスを利用者が自ら選択できる環境の構築について見直しをするため、「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」の改正に向けて、市民の皆様の御意見を募集いたします。

## 1 指針改正時期

平成28年2月1日

## 2 意見募集期間

平成27年11月19日（木）から平成27年12月18日（金）まで

※郵送は当日消印有効。持参は、12月18日（金）の17時15分までとします。

## 3 資料

- (1) 川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針（川崎市案）
- (2) 有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（平成27年3月30日老発0330第3号）

## 4 資料の閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

## 5 意見提出方法

御意見は、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかでお寄せください。

### (1) 郵送又は持参

【郵送】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

【持込み】〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館10階 川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

### (2) FAX（書式自由）

FAX番号 044-200-3926（川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課）

### (3) 電子メール（専用フォーム）

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームを御利用ください。

※1 意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※2 電話や来庁による口頭での御意見は、お受けできませんので御了承ください。

※3 御意見に対する個別対応はいたしません。本市の考え方を整理した結果をホームページで公表します。

## 6 問い合わせ先

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

電話：044-200-2679 FAX：044-200-3926

## 有料老人ホームの監査について（中間報告）

### 1 監査の実施

入居者への虐待や事故が短期間の内に多数発生した有料老人ホームSアミーユ川崎幸町に対する監査を実施した。

### 2 施設概要

施設名称	Sアミーユ川崎幸町
所在地	幸区幸町2-632-1
定員	80名
開設年月日	平成23年11月1日
運営法人	積和サポートシステム株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号 共同ビル6階

### 3 監査の経過

本年9月16日、25日及び10月6日の3回にわたって実地による監査を実施した。運営基準、介護サービス実施記録、緊急時連絡体制、虐待や事故内容、再発防止策等について、運営法人である積和サポートシステム及び施設の責任者に対する聞き取り、書類及び現場確認を行った。

### 4 関係機関との連携

- 10月15日 厚生労働省総務課介護保険指導室と協議
- 10月19日 東京都福祉保健局指導監査部第一課と協議